

燕市告示第 185 号

燕市骨髓移植ドナー支援事業奨励金交付要綱（平成25年燕市告示第40号）
の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同上中「公益財団法人骨髓移植推進財団(以下「財団」という。)」を「公益財団法人日本骨髓バンク(以下「骨髓バンク」という。)」に改める。

第2条、第3条第2項第4号及び第4条中「財団」を「骨髓バンク」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

燕市長 様

申請者 住所
氏名

燕市骨髓移植ドナー支援事業奨励金交付申請書

骨髓移植ドナー支援事業奨励金の交付を受けたいので、燕市骨髓移植ドナー支援事業奨励金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類

- (1) 公益財団法人日本骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証する書類の写し
- (2) その他

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。